



「家電リサイクル法」指定引取場所変更のお知らせ

家電リサイクル品目「エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式・プラズマ式）冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・洗濯乾燥機」の指定取引先（搬入先）が、平成22年11月1日から一部変更になりました。次の2社となります。

搬入先（1）

日本通運(株)鹿島支店神栖倉庫

電話番号：0299-92-0872 所在地：神栖市神栖3-4-43

搬入先（2）

株式会社 港南運輸 物流センター

電話番号：0479-46-2400 所在地：神栖市砂山2831-18

※必ず、事前に郵便局でリサイクル料金を支払ってから搬入してください。

《運搬搬入ができない場合》

リサイクル料金を郵便局で事前に支払ってから鹿嶋市シルバー人材センター（TEL：84-5515）へ電話で依頼してください。なお、この場合リサイクル料金とは別に収集運搬料金として、1台につき2,000円別途かかります。

※(株)潮来工機は搬入先では無くなりましたので、持ち込むことができません。

×野焼きは原則禁止です×

「近くで物を燃やしていて、洗濯物に臭いがつく」などの苦情が、市に多く寄せられています。こうした煙や臭いは、自分では気にならなくても、近隣住民に不快感を与えている場合があります。

また、畑などで農作物と一緒にビニール(マルチ)などを焼却したり、簡易な焼却炉で燃やしたりすると、不完全燃焼により、ダイオキシンなどが多く発生しています。環境や人体への悪影響がありますので、野焼きは絶対にやめましょう。

●野外焼却（野焼き）は原則禁止

地面に掘った穴やドラム缶、ブロック積みなどでの焼却は野焼きと同じです。これらの行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)」で廃棄物の野外焼却(野焼き)に当たり、一部の例外を除き禁止されています。

※違反した場合の罰則：廃棄物の焼却禁止に違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処せられます。（廃掃法第25条）

●野焼きの例外規定

①社会習慣上の行事のために焼却(どんど焼きなど)②農業、林業、漁業を営むためにやむを得ない焼却(害虫駆除・わらの焼却など)③日常生活を営む上で行われる焼却で、軽微なもの(たき火やキャンプファイヤーなど)

※ただし、周辺住民から苦情が生じた場合は軽微な焼却とは認められませんので指導の対象となります。